



労組周辺動向 No.65

2019年7月12日現在

1. 法・政策

(1) 高齢世帯の5割の所得は公的年金・恩給だけ―厚生労働省調査

所得が公的年金や恩給だけの高齢者世帯が5割超にのぼることが、厚生労働省が公表した「国民生活基礎調査」で分かった。生活が「苦しい」とする世帯が0.9ポイント増え、55.1%を占めた。

高齢者世帯とは65歳以上だけか、18歳未満の未婚者と一緒に暮らす世帯。2017年の平均所得は334万9千円で、前年より16万3千円（5.1%）増えた。増えた理由について、担当者は「働く高齢者が増えたため」としている。金額に占める割合は、「公的年金・（旧軍人の遺族らに支払われる）恩給」が61.1%で最も多かったが、前年より5.2ポイント減少。働いて得る「稼働所得」が25.4%で同3.1ポイント増えた。

世帯ベースでは、公的年金・恩給が所得に占める割合が「100%」と答えた高齢者世帯が51.1%（前年比1.1ポイント減）で最多。

調査した全世帯の平均所得は551万6千円で、前年より8万6千円（1.5%）減った。生活が「苦しい」と答えたのは1.9ポイント増の57.7%だった。

「平成30年 国民生活基礎調査の概況」は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa18/dl/10.pdf>

(2) 教員が夏休み取れるように：文部科学省が業務量の削減を通知

教員の長時間労働が問題となる中、文部科学省は、公立小中高校の教員が夏休み期間中にまとまった休みを取れるよう、業務量の削減を求める通知を各都道府県教育委員会に出した。

通知は、過度な教員研修や部活動の指導、授業を避け、一定期間教員らが出勤しない「学校閉庁日」を設けるなど、「まとまった休日を確保することが、教職の魅力を高めるためにも必要」とした。文科省によると、2018年度は公立高校の約4割、公立小中学校の約6割でお盆などに学校閉庁日を設けていたという。

「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適

正化等について（通知）」は以下（日本語）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/icsFiles/afildfile/2019/06/28/1418538_1_1_1.pdf

(3) 日本に住む外国人が初の2%超え—島根・鹿児島では15%増

日本に住む外国人の数は今年1月1日時点で約266万7千人となり、日本の総人口約1億2744万4千人（前年比約26万人減）に占める割合が初めて2%を超えた。一方で日本人人口は前年より約43万人少なく、2009年をピークに10年連続の減。減少数はいまの調査になった1968年以降で最大だった。

総務省が10日、住民基本台帳に基づく人口調査として発表した。外国人は前年より約17万人、6.79%増え、5年連続で増加した。外国人の割合は、前年の1.96%から2.09%に上がった。

全47都道府県で増加し、島根や鹿児島、熊本など10道県で10%以上伸びた。

日本人人口は10年連続で減り、1億2477万6千人。日本人の出生者数は92万1千人と79年以降で最少、逆に死亡者数は約136万4千人で最多だった。

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 平成31年1月1日現在」は以下（日本語）。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html

2. 法違反・闘い

(1) 「パタハラ」などでアシックス男性社員が同社を提訴、育休復帰後初日の出向命令などを不当と訴え

アシックスの男性社員が、パタニティハラスメントやパワハラを受けたなどとして、同社を相手に東京地裁に提訴した。

男性社員は、育児休業から復帰した勤務初日に子会社出向を命じられたことは不当などとして、慰謝料約440万円の支払いや懲戒処分は無効化などを求めている。

代理人弁護士は、「育休を取得した見せしめのような配転が行われるようでは、安心して子どもが育てられる社会にはならない」と提訴に踏み切った意図を話した。

(2) 「同性婚認めないのは違憲」 男性カップル、国を提訴へ

同性カップルに法律上の婚姻関係が認められないのは違憲だとして、福岡市の男性カップルが国を相手に1人100万円の損害賠償を求めて福岡地裁に提訴する考えを明らかにし、記者会見した。

憲法24条は「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」と定めている。国は「同性婚は想定されていない」との立場。弁護団によると、同性カップルが婚姻届を自治体に提出しても「不適法」とされて受理されず、「同性婚が認められないのは、憲法で定められた婚姻の自由や法の下での平等に反する」と主張する構えだ。

(3) 正社員と格差＝契約社員に手当がないのは不合理と高松高裁が認定

正社員と仕事と同じなのに手当や賞与が払われない格差があるのは労働契約法に違反するとして、農業機械大手「井関農機」の子会社2社に、元契約社員5人（現在は正社員）が計約1750万円の支払いを求めた訴訟の控訴審判決で高松高裁は、2社に手当の支払いを命じた一審・松山地裁判決を支持した。

高裁判決は一審判決を踏襲し、5人の業務が正社員と同様だったと認定。正社員がもらえる住宅手当や家族手当を会社が払わないのは「不合理」と判断した。

(4) かんぽ二重払い、本紙報道後に憤りの”告発”が続々：現職郵便局員ら「現場は限界」
かんぽ生命保険が顧客に不利益となる契約を繰り返していた問題で、この事実を報じた西日本新聞に、現職の郵便局長を含む日本郵政グループ関係者から50件を超す「内部告発」や憤りの声が寄せられている。

匿名を条件に、不適切営業の「手口」を赤裸々に明かす声も数多く寄せられて、現役社員とみられる人物は、無料通信アプリ LINE を通じて、こう書いた。「事前にゆうちょ銀行の預金残高を調べた上で、高齢者宅を訪問する。70歳以上だと契約に子どもの同席が必要になるので、次のように説明する。『貯蓄残高が多いと高齢者施設に入所できないので、貯蓄を減らした方がいい。その貯蓄をかんぽ生命保険や投資信託に移せば、資産隠しができて施設に入れる』。そして「こんなことはやりたくないが、毎日のようにノルマに追われて、退職者も増え、一人一人の社員の負担がとんでもないことになっている」と SOS を取材班に送った。

郵便局で保険営業をしているという現役職員は、こうつぶった。「真実を明らかにし、うみを出し切ることこそが、未来の郵便局の信頼回復に繋がる」。

3. 情勢・統計

(1) 労働所得、上位10%で5割：世界的に格差顕在とILO

国際労働機関（ILO）は、2017年に世界の労働所得総額の48.9%を所得の高い上位10%だけで得ている一方、下位50%は同6.4%しか受け取っていないとする報告書を発表した。上位10%は1人当たり月額平均7,475ドル（約80万6千円）を稼いでいたが、底辺の10%は同22ドルに過ぎなかった。

ILOは世界的に労働者間の所得格差が顕在化していると指摘、「大多数は低賃金に耐えており、仕事があることが十分生計を立てていけることを意味していない」と強調した。

"Just 10 per cent of workers receive nearly half of global pay" は以下（英語）。

https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_712234/lang--en/index.htm

(2) 中小企業の従業員医療保険「協会けんぽ」過去最高の黒字

中小企業の従業員らでつくる医療保険「協会けんぽ」の昨年度の決算は、パートで働く人たちの加入が進み、保険料の収入が増えたため、過去最高の5,900億円余りの黒字となった。

運営する全国健康保険協会によると、昨年度は、パートなど短時間労働者の加入が進んだほか、加入者の賃金も上がって保険料収入が増えたため、収入は前の年度より3,977億円多い、10兆3,461億円となった。

一方、支出は加入者の医療費への給付に加え、後期高齢者医療制度への拠出金も増加し、前の年度より2,515億円増えて、9兆7,513億円。

この結果、昨年度の収支は5,948億円の黒字となり、比較ができる平成4年度以降、最も高くなった。

「平成30年度協会けんぽの決算見込みについて」は以下（日本語）。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r1-7/1070501?PC=ON>

(3) 給与総額 平均27万5,000円余で5か月連続 前年比マイナス

厚生労働省が公表した差審の「毎月勤労統計調査」によると、ことし5月の給与総額の平均は、速報値で27万5,000円余りと去年の同じ月を0.2%下回り、5か月連続でマイナスとなった。

物価の変動分を反映した実質賃金も去年の同じ月を1%下回り、5か月連続のマイナス。

パート労働者の給与総額は96,275円と、去年の同じ月に比べて2.2%減少した。

「毎月勤労統計調査 令和元年5月分結果速報」は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r01/0105p/dl/houdou0105p.pdf>

「毎月勤労統計調査 令和元年5月分結果速報 概要」は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r01/0105p/dl/pdf0105p.pdf>

(4) 長野県教育委員会：性的少数者に配慮して高校願書から性別欄廃止

長野県教育委員会は、性的少数者（LGBT など）の生徒への配慮の一環として2020年度以降の公立高校の入学願書から性別欄を廃止することを決めた。対象者は今年度の中学3年生から。

県教育委員会は、過去の定例会に出席した委員から「性別欄は廃止した方がいいのではないか」という意見があったことを踏まえ、検討を進めてきた。

「願書への配慮をすることで、入学への心理的なバリアーを減らすことができれば、その子にも社会にもいいと思っている」と県教育委員会は説明した。